

神戸市立保護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第84号

神戸市市立保護施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立保護施設条例施行規則（昭和34年4月規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立保護施設条例（昭和34年4月条例第1号。以下「条例」という。）の<u>施行に</u>関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(施設の定員)</p> <p>第2条 <u>神戸市立保護施設</u>（以下「施設」という。）の定員は、別表のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立保護施設条例（昭和34年4月条例第1号。以下「条例」という。）<u>第8条の</u>規定に基づき、<u>神戸市立保護施設</u>（以下「施設」という。）の<u>管理及び運営</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(施設の定員)</p> <p>第2条 <u>施設</u>の定員は、別表のとおりとする。</p>

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第21条 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）

(2) 事業計画書

(3) 施設の管理に係る人員の配置計画に関する書類

(4) 施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第22条 [略]

第21条 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。